

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年3月18日(月)発行

No.320

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

マイナンバー記載がなくても不利益はなし!



民商側は「そういう人でもなくとも、今回申告書が来なくて困った、という声を聞く。納税者の利便をはかってサービス向上に努めるべきだ」と要望しました。また総務課

「今年、確定申告書が送られてこないという苦情が民商にもいくつかあった。なぜ確定申告書が送られないのか」と尋ねると「国税庁ホームページの作成コーナーを使って申告書を作ると、どことは言えないがフラグが立つので送られなくなる」と回答。

3月6日(水)午後3時から、名古屋北税務署交渉を行いました。税務署からは、総務課長と補佐が、民商から税金対策部長の井浪副会長、安藤副会長、事務局2名が参加。

長は「マイナンバーについて記載がない場合でも、受理しないことはありません。罰則もありません」と述べました。が、続けて「マイナンバーが記載されていない場合、後日税務署から電話で連絡することがあります。ただし、電話でナンバーを聞くことはありません」と話したの

で「ナンバーが書いてないからと問い合わせを受けたという事例は聞いたことがないが、今は、オレオレ詐欺やアポ電強盗などの犯罪が多発している。税務署から電話で問い合わせるなんてことは絶対やめてほしい。高齢者家庭では、息子たちから家の電話には出ないように言われてる人もいます」と抗議すると「我が家でも、こどもだけの時は家の電話に出ないように言っていますね」と総務課長。

その後、13日の集団申告の段取りや注意事項について確認して終わりました。

「猶予」の申請をしよう 税金や国保料は分納できます

「申告はしたけど払えない…」と悩んでいませんか? 安心して下さい。『納税(徴収)の猶予』や『換価の猶予』という制度があり、申請して認められると、延滞税の一部が免除される上、差押などの「処分」を受けることなく、安心して分割納付することができます。

払えないからと放置しておく、売上(売掛金)や預金、生命保険などを差押えられたり、期限の短い(1ヶ月~3ヶ月)保険証や医療費が全額自己負担になる「資格証明書」が発行されたりと、営業や生活に多大な被害が発生します。

売上や経費、生活費を計算して、毎月確実に払える金額を確認して、税務署や市税事務所、区役所に申請しましょう。

真っ先に民商へ相談して下さい。



3月11日付の『しんぶん赤旗』の「読者の広場」に掲載されていた投書を紹介します。
「税務署」から「還付金があるので、世帯構成とマイナンバーを確認しています。ご協力をお願いします」という電話がありました。
「還付金のこと電話がきたことはありませんので、夫にも確認して、こちらから電話しますので、電話番号と担当者のお名前を教えてくださいませんか」と答えると、電話はガチャンと切れました。

3月までの申告相談会場で、例年「春の運動募金」を集めていますが、今年は「全商連会館建設募金」を中心にお願いすることになりました。趣旨は、別紙の通りですが、なにとぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。なお、事務所でも募金を受付けています。(別紙の振込用紙は使用しないでください。)